

# 「人身取引対策行動計画2009」主要な取組

平成22年11月

## I. 人身取引の実態把握の徹底

- 平成22年中(10月末現在)、警察は33人、入国管理局は28人の被害者を確認
- 平成16年以降、延べ16か国に政府協議調査団を派遣するなどして諸外国政府等と情報交換

## II. 総合的・包括的な人身取引対策

### 人身取引の防止

#### ○ 査証広域ネットワークの整備強化

外務本省と219の在外公館及び関係省庁との間で査証関連情報の共有化を図るためのネットワークシステムを整備（平成22年中は3公館について整備）

#### ○ 偽変造文書対策の強化

平成22年10月、羽田空港に偽変造文書対策室を開設

#### ○ 不法就労対策を通じた人身取引の防止

平成22年中（10月末現在）、入国管理局では警察等の関係機関と連携し、不法就労が見込まれる稼働先約2,700か所を摘発

### 人身取引の撲滅

#### ○ 取締りの徹底

平成22年中（10月末現在）、警察は16人の人身取引事犯被疑者を検挙、入国管理局は関係機関等から約14,000件の不法滞在者と思われる外国人に関する通報を受理して摘発を推進

#### ○ 匿名通報ダイヤルの対象犯罪の拡充

平成22年2月、人身取引事犯のおそれのある犯罪を匿名通報ダイヤルの対象犯罪に追加

#### ○ 国際捜査共助の充実化

平成18年以降、米国・韓国・中国・香港との間で刑事共助条約（協定）を締結

平成22年4月、ロシア・EUとの間の刑事共助条約（協定）の締結について国会承認

### 人身取引被害者の保護

#### ○ 人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）の作成・周知

平成22年6月、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、人身取引事案の取扱方法（被害者の認知に関する措置）を申し合わせ、関係職員に対して周知

#### ○ 婦人保護施設における人身取引被害者に対する支援体制の強化

平成22年度、婦人保護施設において、被害者の心身の安定・回復を図ることができるよう通訳・ケースワーカーの派遣を民間団体等に依頼するための経費を補助するなど支援体制を強化

#### ○ 被害者の法的地位の安定

平成22年中（10月末現在）、入国管理局において、28人の被害者を保護し、不法残留等の入管法違反状態にあった4人について在留特別許可

#### ○ 被害者の帰国支援等

IOM（国際移住機関）を通じ、被害者の帰国・社会復帰支援を実施

平成22年中（10月末現在）、15人の帰国支援を実施

### 人身取引対策の総合的・包括的推進のための基盤整備

#### ○ 総合的な啓発・広報活動

平成22年11月、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、政府広報を実施

#### ○ 関係行政機関職員の知識・意識の向上

平成22年4月、警察庁において人身取引事犯に係る広域技能指導官を指定するなどして、関係行政機関職員の知識・意識を向上させる各種研修等を実施

#### ○ 国際的な支援

平成22年、UNODC（国連薬物犯罪事務所）を通じ、タイにおいて、現地NGOと協力し、人身取引の対象となりやすい児童を対象に被害予防・被害回復プロジェクトを実施